

## 山形県イノシシ管理計画(案)に対する意見募集結果

### 1 意見の募集期間

令和3年2月22日(月)から令和3年3月15日(月)まで

### 2 意見等の件数

13件(意見提出者 5人)

### 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	ご意見の概要	県の考え方
1	冬期以外の積雪の無い時期は、くくりわな捕獲が有効で、また安価でもあることから、個人、行政が負担をすることも可能かと思う。中長期の捕獲者増加策として新規わな免許取得への支援策を強化していただきたい。	新たに狩猟免許を取得する方に対しては捕獲技術の向上のための講習会を多く開催し、支援を強化しております。 また、市町村によっては狩猟免許取得経費等に対する支援を行っていますので、最寄りの市町村にお問合せ願います。
2	指定管理鳥獣捕獲事業に従事している会員からの声として、負担の割にはいただく金額が少ないと意見が多いため、指定管理鳥獣捕獲事業の予算を増やし、捕獲従事者が納得できる金額にしていただきたい。現在の捕獲従事者への温かい支援が会員数維持にも効果があるかと思う。	環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲事業については、引き続き国・県の予算の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いします。
3	指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数調整についてこの件については、計画期間5カ年に一回、各地域(市町村)で事業実施すべきである。捕獲対策効果としては、継続して実施でき	環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業の市町村連携型捕獲事業は、同一地域での支援は3年とされております。 また、捕獲経費については、引き続き国・県の予算の確保に努めてまいりますので、御理解をお願い

	れば、最大級であると思う。捕獲経費は、1頭当たり30,000円以上として、国・県・市町村で負担調整していただきたい。	いします。
4	6管理目標(2)捕獲目標と推定生息頭数の抑制 イノシシの捕獲頭数の目標は少ないと思う。天童支部の令和2年度指定管理鳥獣(イノシシ)捕獲等事業の捕獲事業における割当頭数は35頭だが、実捕獲頭数は76頭であり、その他有害捕獲や狩猟での捕獲頭数は集計中だが、割り当て以上の捕獲が可能な状態であるため。	捕獲目標頭数は環境省の指定管理鳥獣等捕獲事業による捕獲だけではなく、有害捕獲や狩猟による捕獲頭数を含めて計画しておりますので、御理解をお願いします。
5	6管理目標(2)捕獲目標と推定生息頭数の抑制 イノシシの捕獲頭数の目標をもっと多く見積もる必要があると思う。	捕獲目標頭数は、今までの捕獲実績から捕獲強化施策のもとでの捕獲頭数の増加を考慮のうえ、今後の捕獲頭数を推計しております。
6	捕獲目標頭数の見直しをしてほしい。例えば、実績低調地区からの予算引上げて実績が高い地区へ再分配するなど効果の上がる事業推進を望む。	環境省の推定管理鳥獣捕獲事業についての御意見かと思えます。山形市の実施している前記事業は天童市以外の市町村からの予算の引上げや再配分ができない制度となっておりますので、御理解をお願いします。
7	事故防止のためであることは重々承知であるが、銃器を使用するの単独活動を容認してほしい。複数人での活動となると都合を合わせる必要があり、捕獲活動が消極的になるため。	有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲事業についての御意見かと思えます。取扱要領や実施計画に記載のとおり複数人で活動する必要がありますので、御理解をお願いします。
8	生活ゴミの放置や野生動物の餌付けに対する啓発が必要である。	これら野生動物を人の生活圏に誘引する行為を行わないよう注意喚起することとし、市町村を通じて啓発に努めてまいります。

9	<p>国有林への一定期間の入山許可と捕獲活動を認めてほしい。入山の都度の個別許可手続きは煩雑であり、活動が消極的であるため。</p>	<p>「入林届」に関しては、同一年度内であれば、1回の申請で複数回の入林が可能ですが、「入林連絡票」については、入林日が決まった際に提出が必要となります。詳しくは森林管理署にお問合せ願います。</p>
10	<p>人物厳選、丁数限定の上、装薬銃継続所持10年未満者でも狩猟目的でライフル銃の所持許可を与えてほしい。銃刀法の改正が必要なことは重々承知なので、現場の声として反映していただきたい。</p>	<p>被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に当たっては、ライフル銃を使用する場合は、銃刀法により、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者のほか、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者も、ライフル銃の所持許可を受けることができるとされており、詳しくは市町村または警察にお問合せ願います。</p>
11	<p>イノシシ檻にツキノワグマの好物である蜂蜜を置きツキノワグマを錯誤捕獲したと主張する悪質な捕獲者がいるようなので、そのようなものは厳正な処分をお願いしたい。</p>	<p>錯誤捕獲を誘引する行為を厳に行わないことや箱わなにクマ脱出口を適切に設置するなどについて、研修等を通じて啓発し、指導を強化します。</p> <p>また、狩猟者登録時に配布する資料で引き続き周知してまいります。</p>
12	<p>銃器の取扱い経験のある退職警察官への狩猟免許と銃器所持許可取得奨励により、実施隊要員を確保することができると思われるため、OBに対して奨励してはどうか。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊隊員は市町村長の任命となりますので、御意見については市町村へお伝えします。</p>
13	<p>雪が降ると、わなを設置できなくなるため指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲期間を稲刈り前の9月ごろに早めてほしい。</p>	<p>本県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業と有害捕獲による捕獲活動は、捕獲期間により振り分けておりますので、御理解をお願いします。</p>